

日本学生支援機構奨学金 在学猶予願の提出について

理学部・理学研究科・多元数理科学研究科

奨学金貸与終了後、大学に在学している場合（以下の①～③のいずれかに該当する場合）、在学猶予願を提出することにより卒業（修了）予定期まで返還期限が猶予されます（在学猶予）。在学猶予を希望する者は、**4月以降**、下記のとおり在学猶予願を提出してください。

① 2024年4月に名古屋大学に入学（進学）した場合

※必ず新しい学生証を取得してから[進学後]の学生番号で手続きをしてください。

※ただし、予約採用で、進学届提出時に前奨学生番号を入力して提出した場合、在学猶予願を提出する必要はありません。（予約採用を辞退した場合は在学猶予願を提出する必要があります。）

② 在学中に奨学金を辞退（貸与終了）した場合 ※在学猶予願は1年ごとに提出が必要です。

③ 休学、留年等により卒業期が延期された場合 ※在学猶予願は1年ごとに提出が必要です。

提出方法	在学猶予を希望する者は、日本学生支援機構のスカラネット PS にログインして、「各種届願・繰上」から提出してください。 ※スカラネット PS の登録が完了していない場合は、登録してください。
提出手順	次頁「在学猶予願の提出について」のとおりです。 名古屋大学ウェブサイトでも掲載されています。 「名古屋大学」→「教育／キャンパスライフ」 →「入学後に受けられる各種免除制度・奨学支援」→「日本学生支援機構（JASSO）奨学金」 http://www.nagoya-u.ac.jp/academics/scholarship/exemption/index.html
提出締切	4月18日（木）～5月7日（火） ※上記に間に合わなかった場合、随時受付。6月以降は毎月15日を提出締切とします。 ただし、12月および3月は、10日を提出締切とします。

【注意事項】

- ・ 在学猶予願を提出しない場合、貸与終了後7ヶ月目から奨学金の返還が始まります。返還期限の猶予を希望する者は、貸与終了後、速やかに在学猶予願を提出してください。
- ・ 適用可能な在学猶予取得年数は、通算10年までです。

■ 学校番号について:105007-01

在学猶予願提出についての問い合わせ先：理学部教務学生係